

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月13日

【四半期会計期間】 第74期第1四半期(自平成26年1月1日至平成26年3月31日)

【会社名】 東光株式会社

【英訳名】 TOKO, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川津原 茂

【本店の所在の場所】 埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地

【電話番号】 049(285)2511

【事務連絡者氏名】 執行役員 田口 康則

【最寄りの連絡場所】 埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地

【電話番号】 049(285)2511

【事務連絡者氏名】 執行役員 田口 康則

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第73期 第1四半期 連結累計期間	第74期 第1四半期 連結累計期間	第73期
会計期間	自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日	自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日
売上高 (百万円)	6,944	7,745	32,700
経常利益 (百万円)	364	606	3,251
四半期(当期)純利益 (百万円)	336	477	2,602
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,781	600	7,410
純資産額 (百万円)	18,311	22,293	23,224
総資産額 (百万円)	42,324	47,188	49,265
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	3.15	4.48	24.38
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	2.94	4.18	22.76
自己資本比率 (%)	41.4	46.8	46.7

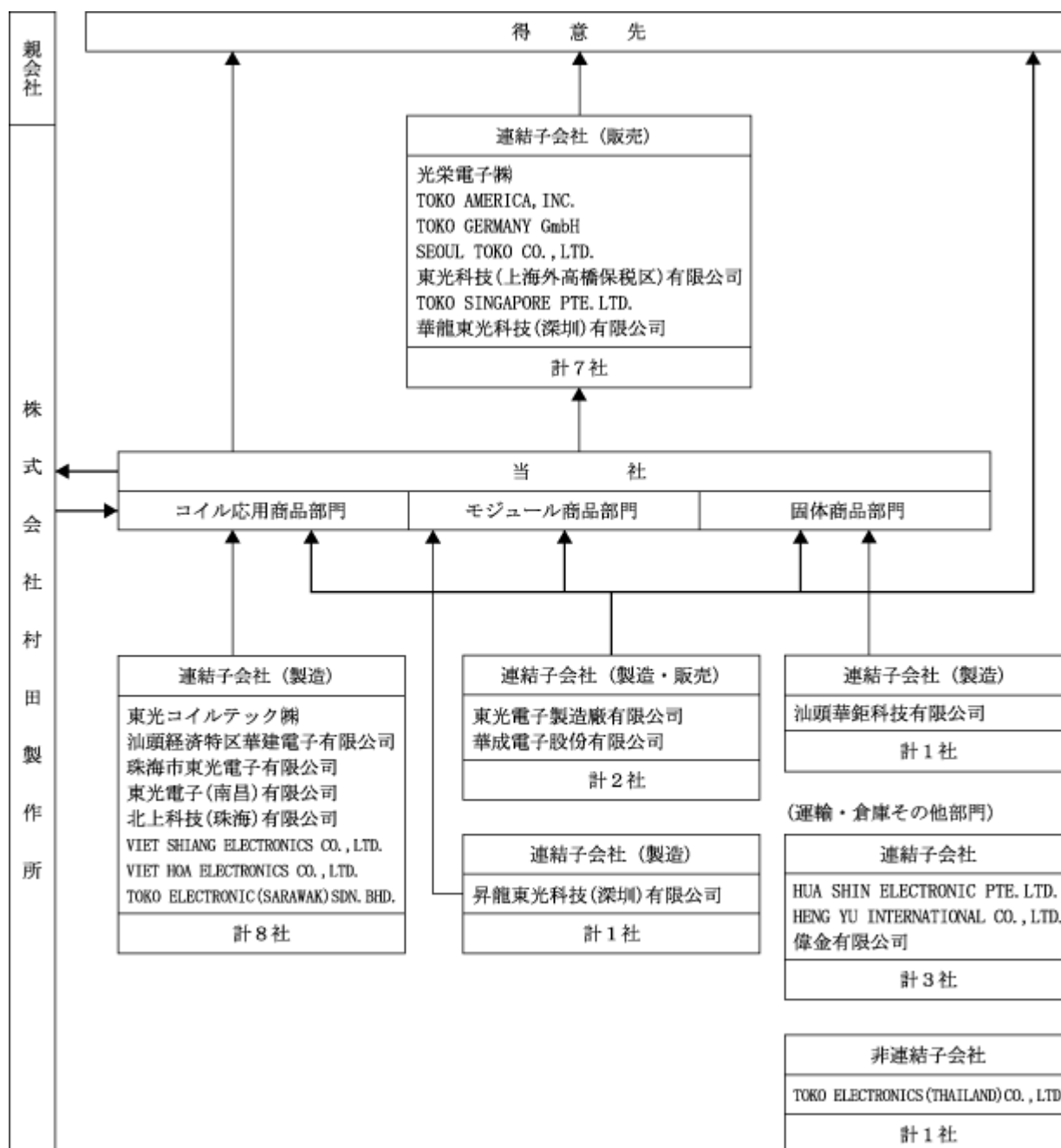
- 注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、株式会社村田製作所(以下、「村田製作所」)による当社普通株式に対する公開買付けにより、平成26年3月26日をもって村田製作所は当社の議決権の数の50%超を所有することとなったため、村田製作所は当社の親会社になりました。

平成26年3月31日現在の事業の系統図は次のとおりとなります。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

#### 1．株式会社村田製作所との資本・業務提携

当社は、平成24年3月22日開催の取締役会において、株式会社村田製作所との資本・業務提携及び同社を割当先とした第三者割当による新株式の発行及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決議し、株式会社村田製作所との間で資本・業務提携契約を締結いたしました。

業務提携の内容等

- (1)当社と村田製作所の相互協力によるパワーインダクタの販売拡大
- (2)次世代パワーインダクタの共同開発と販売
- (3)共同で新たな顧客ニーズを発掘し、その要求を満たすインダクタ関連製品を、両社が連携して開発・生産・販売していくこと

#### 2．株式会社村田製作所との資本業務提携の強化

当社は、平成25年2月13日に株式会社村田製作所と資本業務提携の強化に関する合意書を締結しました。この合意書に基づき、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続および対応を終えること等を条件として、同社は当社株式の公開買付けを実施することを予定しておりました。

今般、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続および対応が完了したことを受けて、株式会社村田製作所は、当社の連結子会社化を目的として、公開買付けを平成26年2月14日より開始することを決議いたしました。

公開買付けの結果、平成26年3月26日をもって株式会社村田製作所は当社の親会社及び主要株主である筆頭株主となりました。

なお、公開買付けの完了に伴い、当社は株式会社村田製作所の連結子会社となりましたが、引き続き当社普通株式は上場を維持する方針です。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結累計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の事業環境は、米国においては景気が緩やかに回復しており、個人消費の基調は底堅いとみられます。一方、住宅市場では、中古・新築の販売が減少しており、調整色が強まっています。欧州地域においては、輸入の増勢を輸出が上回ったことから、純輸出の押し上げ幅が拡大し、景気は緩やかに持ち直しています。個人消費や総固定資本形成がプラス寄与を維持し、景況感指数も上昇していることから、景気の緩やかな持ち直しが続いているとみられます。アジア地域においては、中国は景気回復のペースが、依然として緩やかなものにとどまっています。一方で個人消費は景気の先行き不透明感があり当面様子見状態が続くと予測されます。

当グループの属する電子機器市場においては、スマートフォン市場は新興国を中心としたローカルブランドの台頭により、メーカー間での競争激化が見られ始めました。自動車市場においては、米国や日本での販売も好調であり全体的に堅調に推移、ノートパソコン市場では、新興国の需要低迷が続く中、先進国においてウィンドウズXPサポート終了に伴う特需が見られました。デジタルスチルカメラ等については、スマートフォンの普及に伴う市場浸食が続き、需要の低迷が続きました。

このような状況の中、当社はスマートフォン、タブレット向けのメタルアロイ パワーインダクタDFECシリーズの拡大に注力し、車載市場向けにはLF受信アンテナコイル及びLF送信アンテナコイル等の商品を積極的に拡販活動

してまいりました。売上高はこれら戦略商品の売上が拡大したことと為替影響もあり、前年同期比11.5%増の7,745百万円となりました。

(注)メタルアロイは東光株式会社の登録商標です。

収支面につきましては、低収益商品の縮小を図る一方、戦略商品の売上拡大と自動化による大幅な生産性改善を進めた結果、営業利益は685百万円(前年同期は422百万円)、経常利益は606百万円(前年同期は364百万円)、四半期純利益は477百万円(前年同期は336百万円)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### (コイル応用商品部門)

インダクタ、フィルタ等で構成されており、主として無線通信機器市場、車載機器市場、情報通信機器市場、AV機器市場に使用されています。スマートフォン及びハードディスク向けに戦略商品のメタルアロイ パワーインダクタDFECシリーズの売上が拡大したことと、フェライトパワーインダクタや車載市場向けLF受信アンテナコイル等が増加し、売上高は前年同期比13.0%増の6,814百万円となりました。営業利益は前年同期比178百万円増加の554百万円となりました。

#### (モジュール商品部門)

LF送信アンテナモジュール、デジタルラジオ用モジュール、ワイヤレス電力伝送モジュール等で構成されており、主として車載機器市場及び無線通信機器市場に使用されており、TPMS用LF送信アンテナモジュールが増加し、売上高は前年同期比7.9%増の380百万円となりました。営業利益は前年同期比1百万円改善の40百万円の損失となりました。

#### (固体商品部門)

積層チップインダクタ、誘電体フィルタで構成されており、主として無線通信機器市場及び車載機器市場に使用されています。データ通信基地局向けの誘電体フィルタとゲーム機器向け積層チップパワーインダクタが増加したものの、圧電商品終息による減少、及びフューチャーフォン需要低迷による積層チップインダクタの減少等により、売上高は前年同期比2.1%減の550百万円となりました。営業利益は前年同期比82百万円増加の171百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

総資産は、売上債権回収による減少、投資有価証券の時価下落等により、前連結会計年度末比2,077百万円減少の47,188百万円となりました。

### (負債)

負債は、仕入債務の減少等により、前連結会計年度末比1,146百万円減少の24,894百万円となりました。

### (純資産)

純資産は、四半期純利益計上の一方、為替換算調整による減少、投資有価証券の時価下落等により、前連結会計年度末比930百万円減少の22,293百万円となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

### 会社の支配に関する基本方針

#### ・基本方針の内容

当社における株主の皆様への利益還元は、当社とお客様との深い信頼関係に基づいたビジネスが根底となっております。お客様の視点に立った、高度な設計開発力とグローバルな生産・販売体制により最適なソリューションをお客様に提供し続け、市場の多種多様なニーズに素早かつ確に対応することが、東光ブランドの浸透につながってい

るものと考えます。

今後とも、企業価値の最大化を目指し、全てのステークホルダーから信頼を得られるよう、全力で取り組んで参ります。

当社は、このように中長期的な視点から企業価値や株主共同の利益の最大化を追求しており、そのためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点から安定的な経営を行うことが必要であると考えております。

．基本方針に照らして不適切な者によって財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、公開会社として当社株券等の大規模な買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）を受け入れるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様にご委ねされるべきものであると考えています。しかしながら大規模買付行為が行われようとする場合に、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるかどうかの判断を適切に行うためには、当社取締役会により、株主の皆様にご当該大規模買付行為にかかる十分な情報が提供される必要があると考えます。

そこで、当社取締役会は、当社株式の大規模買付者行為への対応方針（買収防衛策）の導入を決定し、平成25年3月28日開催の第72期定時株主総会において承認を得ました。

この買収防衛策の内容は、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<http://www.toko.co.jp/investors/jp/pdf/indication/130222baisyuboueikeizoku.pdf>)  
に掲載しています。

．大規模買付ルール

a．情報の提供

大規模買付ルールとは、大規模買付者があらかじめ当社取締役会に対して必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に初めて大規模買付行為を開始するというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。大規模買付情報の項目の一部は以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

大規模買付者及びそのグループの概要（グループ外の協力者がある場合は当該協力者の概要）

大規模買付行為の目的、方法及び内容

買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの企業価値を向上させるための施策及び当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠

当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

## b. 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、後述する特別委員会の勧告を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## . 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

## a. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で当社取締役会が最も相当と認められるものを選択することとなります。当社取締役会が具体的な対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は（資料1）に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件（大規模買付者を含む特定株主グループに属する者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「非適格者」といいます。）は当該新株予約権を行使できないものとする等）及び当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を設けることがあります。

## b. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買収提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する上記の対抗措置はとりません。大規模買付者の買収提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買収提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社株主共同の利益又は当社企業価値を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は当社株主共同の利益又は当社企業価値を守るために適切と判断した措置を講じることがあります。具体的には、下記のいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社株主共同の利益及び当社企業価値を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的であると判断される場合

当社の経営を支配した後、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるかあるいは一時的な高額配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合

大規模買付者による支配権取得により、当社の株主、従業員、取引先その他の利害関係者の利益を含む当社株主の共同の利益又は当社企業価値を著しく害するおそれが予想されたり、当社株主の共同の利益又は当社企業価値の維持及び向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合  
大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を獲得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合

・当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記の買収防衛策において、大規模買付者が必要情報を提供しない場合や当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間を与えない場合など買収防衛策で定めたルールを遵守しない場合、又はルールを遵守した場合であっても当社株主の共同の利益又は企業価値を著しく損なうと判断される場合にのみ対抗措置を講じることがあるとしております。

・当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

なお、特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等の中から選任されるものとします。特別委員会の委員には、学識経験者1名、社外監査役1名及び弁護士1名の合計3名がそれぞれ就任いたしました。現時点において就任している特別委員会委員は(資料2)のとおりです。

(資料1)

「新株予約権無償割当ての概要」

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会において決定する。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から発行済株式の総数(当社の保有する自己株式を除く。)を減じた株式数を上限とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、行使条件(非適格者は、当該新株予約権を行使できないものとする等)、その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

7. 取得条項

非適格者以外の新株予約権についてのみ、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株式数の当社普通株式の交付をすることを条件に新株予約権を取得する内容の取得条項を付すことがあるものとする。



(資料2)

「特別委員会の構成員の略歴」

前田 久明(昭和15年7月24日生)

昭和56年 4月 東京大学教授  
平成13年 4月 日本大学教授  
平成13年 5月 東京大学名誉教授(現)  
平成14年 1月 米国電気学会フェロー(現)  
平成14年 4月 米国機械学会フェロー(現)  
平成15年 6月 当社社外取締役  
平成17年 4月 文教大学理事(現)  
平成20年 6月 当社相談役(現)  
平成22年 4月 日本大学客員教授(現)

丸山 栄作(昭和28年7月9日生)

平成 9年 4月 第一生命保険相互会社 大阪業務推進部長  
平成11年 4月 同社業務部長  
平成13年 7月 同社取締役業務部長  
平成14年 4月 同社取締役東日本営業本部長  
平成16年 4月 同社常務取締役東日本営業本部長  
平成16年 7月 同社常務執行役員東日本営業本部長  
平成17年 4月 同社常務執行役員  
平成20年 6月 当社社外監査役(現)  
平成21年 6月 日本物産株式会社代表取締役社長(現)

鳥飼 重和(昭和22年3月12日生)

平成 2年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)  
平成 6年 4月 鳥飼総合法律事務所代表(現)  
平成19年12月 日本内部統制研究学会常務理事  
平成22年 9月 日本内部統制研究学会会長

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は276百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	108,122,646	108,122,646	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であ り、単元株式数は1,000株であ ります。
計	108,122,646	108,122,646		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年3月31日		108,122,646		17,446		3,803

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,380,000		権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 106,055,000	106,055	同上
単元未満株式	普通株式 687,646		同上
発行済株式総数	108,122,646		
総株主の議決権		106,055	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式575株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東光株式会社	埼玉県鶴ヶ島市 大字五味ヶ谷18番地	1,380,000		1,380,000	1.28
計		1,380,000		1,380,000	1.28

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	10,662	10,633
受取手形及び売掛金	1 7,422	6,351
商品及び製品	4,395	4,293
仕掛品	427	400
原材料及び貯蔵品	1,920	1,914
繰延税金資産	316	347
その他	1,410	1,328
貸倒引当金	28	24
<b>流動資産合計</b>	<b>26,527</b>	<b>25,247</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	11,113	10,983
機械装置及び運搬具	32,427	31,828
工具、器具及び備品	5,520	5,515
土地	1,149	1,139
リース資産	417	417
建設仮勘定	824	1,204
減価償却累計額及び減損損失累計額	32,412	32,253
<b>有形固定資産合計</b>	<b>19,040</b>	<b>18,836</b>
無形固定資産	361	369
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2,504	2,041
繰延税金資産	138	133
その他	705	559
貸倒引当金	11	-
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>3,336</b>	<b>2,735</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>22,737</b>	<b>21,941</b>
<b>資産合計</b>	<b>49,265</b>	<b>47,188</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	3,166	2,604
短期借入金	3 5,781	3 6,883
リース債務	85	86
未払法人税等	419	274
繰延税金負債	24	-
賞与引当金	451	476
事業譲渡損失引当金	288	288
設備関係未払金	517	426
その他	2,044	1,732
流動負債合計	12,780	12,773
<b>固定負債</b>		
転換社債型新株予約権付社債	3 1,500	3 1,500
長期借入金	3 8,064	3 7,264
リース債務	126	104
繰延税金負債	755	619
退職給付引当金	2,183	2,156
役員退職慰労引当金	26	26
長期設備関係未払金	588	442
その他	16	7
固定負債合計	13,260	12,121
負債合計	26,041	24,894
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	17,446	17,446
資本剰余金	3,803	3,803
利益剰余金	2,309	2,466
自己株式	460	466
株主資本合計	23,097	23,249
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	1,144	822
為替換算調整勘定	1,231	1,987
その他の包括利益累計額合計	87	1,165
少数株主持分	213	208
純資産合計	23,224	22,293
負債純資産合計	49,265	47,188

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
売上高	6,944	7,745
売上原価	4,995	5,253
売上総利益	1,949	2,492
販売費及び一般管理費		
役員報酬及び給料手当	537	629
賞与引当金繰入額	93	124
退職給付費用	34	39
研究開発費	184	276
その他	676	736
販売費及び一般管理費合計	1,526	1,807
営業利益	422	685
営業外収益		
受取利息	6	3
持分法による投資利益	19	-
助成金収入	9	-
その他	18	30
営業外収益合計	53	34
営業外費用		
支払利息	50	52
為替差損	4	30
シンジケートローン手数料	31	-
支払補償費	-	7
その他	26	21
営業外費用合計	111	112
経常利益	364	606
特別利益		
固定資産売却益	49	0
投資有価証券売却益	52	-
特別利益合計	102	0
特別損失		
減損損失	-	1
特別損失合計	-	1
税金等調整前四半期純利益	466	606
法人税、住民税及び事業税	105	180
法人税等調整額	2	62
法人税等合計	103	118
少数株主損益調整前四半期純利益	363	487
少数株主利益	27	9
四半期純利益	336	477

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	363	487
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	133	322
為替換算調整勘定	1,276	765
持分法適用会社に対する持分相当額	7	-
その他の包括利益合計	1,418	1,087
四半期包括利益	1,781	600
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,700	600
少数株主に係る四半期包括利益	81	0



【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更 )

該当事項はありません。

( 会計方針の変更等 )

該当事項はありません。

( 四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理 )

該当事項はありません。

( 四半期連結貸借対照表関係 )

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年3月31日)
受取手形割引高	22百万円	百万円

2 当社は、運転資金の効率的な資金調達を行うため取引金融機関5社と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年3月31日)
当座貸越極度額	7,500百万円	10,600百万円
借入実行残高	3,147百万円	3,768百万円
差引額	4,353百万円	6,832百万円

3 財務制限条項

前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年3月31日)
<p>当連結会計年度末の借入金のうち9,300百万円には、相対方式・シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。</p> <p>下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。</p> <p>各年度の決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること、又は、各年度の決算期にかかる連結損益計算書上の営業損益が、2期連続して損失を計上しないこと。</p> <p>当連結会計年度末の転換社債型新株予約権付社債(1,500百万円)には、財務制限条項が付されております。</p> <p>下記の条項に抵触した場合は、期限の利益を失い、社債元本を支払う可能性があります。</p> <p>(1) 各年度の決算期の末日における連結純資産の部の金額を、平成23年12月決算期の末日の連結純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。</p> <p>(2) 各事業年度の決算期の連結営業利益について2期連続の赤字を回避すること。</p>	<p>当第1四半期連結会計期間末の借入金のうち9,100百万円には、相対方式・シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。</p> <p>下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。</p> <p>各年度の決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること、又は、各年度の決算期にかかる連結損益計算書上の営業損益が、2期連続して損失を計上しないこと。</p> <p>当第1四半期連結会計期間末の転換社債型新株予約権付社債(1,500百万円)には、財務制限条項が付されております。</p> <p>下記の条項に抵触した場合は、期限の利益を失い、社債元本を支払う可能性があります。</p> <p>(1) 各年度の決算期の末日における連結純資産の部の金額を、平成23年12月決算期の末日の連結純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。</p> <p>(2) 各事業年度の決算期の連結営業利益について2期連続の赤字を回避すること。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
減価償却費	377百万円	565百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年3月28日 定時株主総会	普通株式	320	利益剰余金	3	平成25年12月31日	平成26年3月31日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	コイル応用 商品	モジュ ール 商品	固体商品	小計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,028	352	563	6,944		6,944
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	6,028	352	563	6,944		6,944
セグメント利益又は損失( )	375	42	88	422		422

(注)セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	コイル応用 商品	モジュ ール 商品	固体商品	小計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,814	380	550	7,745		7,745
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	6,814	380	550	7,745		7,745
セグメント利益又は損失( )	554	40	171	685		685

(注)セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	3.15円	4.48円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	336	477
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	336	477
普通株式の期中平均株式数(千株)	106,764	106,735
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2.94円	4.18円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	7,575	7,575
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 5月13日

東光株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東光株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東光株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。